



あ い づ

〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部
〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館 2 階
〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

【図表 1】福島県職員の通勤手当の概要

項目	概 要		
1.支給要件	①交通機関等利用職員 ○徒歩通勤とした場合片道 2km 以上 ※一般に利用する経路の最短距離を計測する（以下同じ） ○バス利用（他交通機関併用）の場合 ・バスを利用しない場合の徒歩総距離 1.3km 以上 ・バス利用距離 1.2km 以上 ②自動車等使用職員 ○自動車等及び自転車の使用を常例とすること。 ○徒歩通勤とした場合片道 2km 以上 ※他人の自動車に相乗りする場合等は支給対象外 ③交通機関等と自動車等の併用職員 ○徒歩通勤とした場合片道 2km 以上 ○交通機関等の利用距離は 1km 以上必要 他 ④新幹線鉄道等利用職員 ○新幹線鉄道等を利用しない場合、通勤距離 60km 以上 または通勤開始時刻 90 分前までに出発する必要がある場合 ○利用により通勤時間が 30 分以上短縮される等 ※ケースによっては、事前協議が必要		
※2024 人勤 で、「30 分以 上短縮」の要 件が撤廃され ました。			
2.支給単位期 間 （一括支給）	①JR・バス等の定期券⇒6 カ月限度 ②回数乗車券等⇒1 カ月 ③自動車等⇒1 カ月		
3.通勤手当額 （交通機関 等） ※2024 人勤 で、支給限度 額が 15 万円 に引き上げら れました。	①「1 カ月の全額支給限度額 64,000 円」以下の場合 （例） ○JR の6 カ月定期券が 93,750 円だった場合 ⇒4 月・10 月に 93,750 円一括支給 ○JR の1 カ月当たりの運賃が 15,625 円だった場合 ⇒毎月 15,625 円を支給 ②「1 カ月の全額支給限度額 64,000 円」超の場合 （例） ○新幹線3 カ月定期券 210,000 円（月 70,000 円）の 場合⇒（（70,000 円-64,000 円）÷ 2 +64,000 円）× 3 カ月=201,000 円を4 月・7 月・10 月・1 月に支給		
4.通勤手当額 （自動車等） ※「原動機 付」⇒自動車 以外の原動機 付の交通用具 ※人事委員会 規則を参照し 金額等を修正 しています。	片道（km）	自動車（円）	原動機付（円）
	4 未満	3,000	2,000
	4 以上 6 未満	4,500	2,300
	6 8	5,900	3,000
	8 10	7,400	3,700
	10 12	8,900	4,500
	12 14	10,400	5,200
	14 16	11,900	6,000
	16 18	13,400	6,700
	18 20	14,900	7,500
	20 22	16,400	8,200
	22 24	17,900	9,000
	24 26	19,400	9,700
	（中略）		
	95 以上	70,600	35,300
	※片道は、各職員が一般に利用する経路の最短距離を電子 地図等で測定し、決定権者が確認する。		
5.通勤手当額 （自転車）	○1 カ月 2,000 円		

（参照）「通勤手当決定事務の手引き」（2023 年 1 月 教育庁職員課）一部修正

紙面学習

シリーズ 38

『通勤手当』の概要

県人勧の「ガソリン価格の変動等を踏まえた手当
額の見直し」に対応するため、通勤手当の概要を
把握し、各自自治体の算出根拠を確認しよう！

▼紙面学習シリーズの第 38 回目は、
「通勤手当」についてです。

▼前号機関紙にも掲載しましたが、10
月 10 日の県人勧で、通勤手当の見直し
について 2 点の勧告がありました。

【1 点目】は、ガソリン価格が高騰し
ているので、手当額を見直すこと。

【2 点目】は、駐車場等の利用に対す
る手当を新設すること、です。

▼まずは、通勤手当の概要について

当面の日程

- 11 月 3 日（月）
○13:00～憲法をいかす福
島県民集会（ラコパふくしま）
- 県職労交渉
○11 月 4 日（火）10:00～
○11 月 14 日（金）10:00～
- 11 月 17 日（月）
○18:00～県本部第 2 回単
組代表者会議（WEB）

表は、県のホームページに掲載されて
【図表 1】で確認していきます。この

いる「福島県職員の通勤手当の概要（23 年 1 月 教育庁職員課）」から主要箇所を転載しています。なお、改正があった箇所は分かる範囲で修正しています。以下、順に説明します。

①「支給要件」

交通機関を利用する場合でも自動車等を利用する場合でも、徒歩通勤した場合の片道距離が「2 km」以上であることが要件となります。

②「支給単位期間」

定期券の場合は、最大 6 カ月が限度で、（6 カ月の定期券の場合、半年ごとに）一括支給されます。他は、1 カ月ごとの支給です。

③「交通機関等の通勤手当額」

1 カ月の支給限度額が 15 万円（※）となっており、この範囲内での実費支給となります。

※限度額は 24 年の人勧で引き上げられています。

④「自動車等の通勤手当額」

片道の距離区分ごとに自動車とそれ以外とで、それぞれ手当額が決められています。

【重要】「ガソリン価格が高騰しているの、手当額を見直す」との人勧があった訳ですが、この金額を見直すこととなります。組合の対応としては、▽自分の自治体における自動車等利用の場合の通勤手当額を確認する。▽その手当額の算出根拠を給与担当者等に確認する。▽通勤手当額の見直しについて（県職連合の協議・交渉状況を見ながら）事務協議を進める。▽最終的に当局交渉で確認（妥結）する。というような流れになると思います。

単価の計算については、一般的に▽燃料費（ガソリン価格と平均燃費で算出）、▽車両の減価償却費、▽自動車保険料、▽メンテナンス費用（点検・修理費用）等を考慮して通勤距離区分ごとに算出します。各市町村等においては、▽独自に算出、▽県の手当額を引用、等その対応は分かれるのではないかと思います。まずは給与担当者等に算出根拠等（の有無）を確認することが必要です。

⑤「自転車の通勤手当額」

距離に関係なく、月額 2 千円と なっています。

▼最後に【図表 2】です。自動車や自転車等使用に係る通勤手当に対する源泉所得税の非課税限度額の一覧です。片道 2 km 未満の場合、全額課税対象になります。また、通勤手当月額が 15 万円を超えると超えた分が課税対象となります。通勤手当の▽支給要件「2 km 以上」、▽通勤距離区分ごとの手当額算出、▽交通機関等利用の場合の「支給限度額 15 万円」等については、これらの「非課税限度額」が考慮されているのだと思います。

【図表 2】通勤手当の非課税限度額

片道通勤距離	月額限度額
2km 未満	（全額課税）
2km 以上 10km 未満	4,200 円
10km 以上 15km 未満	7,100 円
15 km 以上 25 km 未満	12,900 円
25 km 以上 35 km 未満	18,700 円
35 km 以上 45 km 未満	24,400 円
45 km 以上 55 km 未満	28,000 円
55 km 以上	31,600 円

※自動車や自転車等で通勤している場合の 1 カ月当たりの非課税限度額です。
（参照）国税庁ホームページ

編集後記



○ 21 日の首相指名選挙で、高市早苗氏（64）が憲政史上初の女性首相となりました。公明党の連立離脱により、今度は日本維新の会との連立政権となった訳ですが、維新の会は「公務員改革」を謳っており、その政策提言には、▽能力・実績主義の制度改革、▽人員・人件費 2 割削減、▽民間より高い水準となっている給与の適正化、▽労働組合による選挙活動の総点検、等々が記されています。手綱を引き締めていかねば…。（坂内）

総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

